



## 【千里ファイティング・ビーチーム規約】

千里ファイティング・ビー入会金と会費について

入会金 7,000円（ただし兄弟姉妹2人目以降は5,000円とします。）

入会は入会届けを記載戴き事務局へご提出をお願いいたします。

小学生フットボールは防具・ユニフォーム貸し出し 小・中学チアはユニフォーム・ポンポン貸し出し  
中学生フットボールはユニフォーム貸し出しを入会金に含みます。

年会費 3,000円／月 年間36,000円

（4月に6ヶ月分・10月に6ヶ月分をご請求書到着後にお振り込みをお願いします。）

4,10月以外に入会となった方は下記の例の通りご請求いたします。ご請求書到着後にお振り込みをお願いします。

例) 6月入会は 入会金と7~9月までの3ヶ月分 9,000円

1月入会は 入会金と2~3月までの2ヶ月分 6,000円

途中退会については返金出来ませんので予めご了承ください。

他のチーム行事等のお支払い分と相殺・振り替えは出来ませんので予めご了承ください。

## 【第一章】総 則

（名称）

第1条 本クラブは、千里ファイティング・ビー（以下、本クラブ）と称する。

（目的）

第2条 本クラブは、アメリカンフットボール・チアリーディング競技（以下、競技）を通じ青少年の健全なる体位の向上及びスポーツマン精神の育成を計り、クラブ員相互の親睦を計る。また競技の正しい理解と普及に努める。

（事務局）

第3条 本クラブの事務局は、大阪市淀川区東三国 6-6-19-402 内に置く。

（組織）

第4条 本クラブの円滑な運営を援助するため、保護者、OB、OGで後援会を組織し、その後援会は別に規定する後援会規則に従って運営されるものとする。

第5条 本クラブは指導コーチ、事務局で構成され運営される。

## 【第二章】会 員

（会員）

第6条 本クラブは、小学校1年生から中学3年生の男女によって構成される。

ただし、指導コーチ、事務局の承認を得た者についてはこの限りでない。

（入会手続）

第7条 本クラブへの入会希望者は、チームが定める入会申込書に必要事項を記入し、事務局に提出することで入会となる。

(退会)

第 8 条 本クラブの退会は第 6 条に規定する資格を失ったときである。また任意退会する場合は少なくとも 3 週間前までに事務局に書面にて届けでることとする。

(移籍)

第 9 条 本クラブの所属リーグ間で移籍する場合はリーグ規定に準じて手続きすることとし、所定手続きを両チームにて承諾することが定められている。

(除籍)

第 10 条 本クラブ員が下記の行為を行った場合は、除籍もしくはそれに準じる処分を受ける。なおその処分の決定は、コーチ会議を経て事務局が行うものとする。

ただし記載された項目は代表的事例であり対象はこの限りではない。

- ① 所属リーグ、チーム、会員、あるいは対外的に迷惑をかける行為があった場合
- ② 本クラブ、所属リーグへ虚偽の申告により入会あるいは移籍した場合
- ③ 本クラブ、所属リーグの決定事項に違反した場合
- ④ 本クラブ、所属リーグの運営を阻害した場合
- ⑤ 本クラブ、所属リーグの誹謗中傷を口外あるいは SNS 等により拡散をした場合
- ⑥ 本クラブ、所属リーグとの間で金銭的トラブルを起こした場合

(傷害事故の責任)

第 11 条 本クラブ員は、グランド及び体育館、試合会場などにて練習中、あるいは試合中に身体上の傷害を受けた時、本クラブとして応急措置と救急手配は行うが賠償の責任は本クラブが手続きをしている保険の範囲での賠償とし指導者個人の責任は負わない者とする。

第 12 条 本クラブの練習グランドや試合など遠征に関する移動などは、原則的に本人、または保護者、親族が行うものとし、移動中の事故については本クラブの賠償責任は負わないものとする。

### 【第三章】会 計

(会計)

第 13 条 本クラブの運営経費は下記より充当する。

- ① 入会金
- ② 会費
- ③ 寄付・賛助金

第 14 条 本クラブの会計は事務局から任命されたメンバーによりチェック、承認される。また管理、チェック、承認は 1 年間の会計報告をもとに行われるものとし保護者、後援会へ開示することとする。

第 15 条 本クラブの会計で余剰金が生じた場合は翌年度へ繰り越すものとする

第 16 条 本クラブの会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする

附則 この規約は 1991 年 4 月 1 日より施行する。

改訂 この規約は 2001 年 4 月 1 日より施行する。(会費改定)

改訂 この規約は 2015 年 4 月 1 日より施行する。(事務局変更)

改訂 この規約は 2018 年 4 月 1 日より施行する。(除籍改訂)



## 【千里ファイティング・ビー後援会規約】

## 【第一章】総 則

## (名称)

第1条 本会は、千里ファイティング・ビー後援会（以下、本会）と称する。

## (目的)

第2条 本会は、千里ファイティング・ビー（以下、クラブ）の活動を通じ会員相互の親睦を計る。またクラブの円滑な運営に必要な様々多方面にわたる支援、協力に努める。

## (組織)

第3条 本会は、クラブの円滑な運営を援助するため、下記の役目を実施できるよう、各ご家庭へ負担をかけない範囲で持ち回りで担当を決定する。

- ① 各学年保護者代表（連絡や試合会場などでお手伝いなど分担するため）
- ② 練習や試合での安全管理や体調のチェック、水分補給などのお手伝い
- ③ 試合やチーム行事、地域の活動など参加とその段取り
- ④ 会計報告書のチェックと承認

## 【第二章】会 員

## (会員)

第4条 本会は、千里ファイティング・ビークラブ会員、OGOB、及びその保護者によって構成される。ただし本会の承認を得た者でかつ事務局合意があったものについては、この限りではない。

## (入会手続)

第5条 本会への入会は、チームが定める本クラブの入会申込書に必要事項を記入し、事務局に提出することで承認され入会となる。

## (退会)

第6条 本会の退会は、本人より申し入れがあった場合に承認される。少なくとも3週間前までに本会、事務局へ届け出ることとする。

## (除籍)

第7条 本クラブ員が下記の行為を行った場合は、除籍もしくはそれに準じる処分を受ける。なおその処分の決定は、コーチ会議を経て事務局が行うものとする。

ただし記載された項目は代表的事例であり対象はこの限りではない。

- ① 所属リーグ、チーム、会員、あるいは対外的に迷惑をかける行為があった場合
- ② 本クラブ、所属リーグへ虚偽の申告により入会あるいは移籍した場合
- ③ 本クラブ、所属リーグの決定事項に違反した場合
- ④ 本クラブ、所属リーグの運営を阻害した場合
- ⑤ 本クラブ、所属リーグの誹謗中傷を口外あるいはSNS等により拡散をした場合
- ⑥ 本クラブ、所属リーグとの間で金銭的トラブルを起こした場合



### 【第三章】会 計

#### (会計)

第 8 条 本会は、会計機能を有しない。クラブ内の資金を直接扱うこと、あるいは後援会として金銭的な支援や個別の案件で現金を扱うことはない。

#### (支援金)

第 9 条 本会の学年代表が金銭を伴う行事やチームへの差し入れなど支援を検討する場合は事務局の事前承認を必要とする。各家庭への負担が大きいと考えられた場合は代替え案を再検討、あるいはチームの資金内にて対応を検討し広くクラブ員へ行き渡るように考慮することとする。

附則 この規約は 1991 年 4 月 1 日より施行する。

改訂 この規約は 2015 年 4 月 1 日より施行する。(会計廃止)